

スマート農業技術普及拡大事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、本県農業における担い手の減少が進む中、地域農業を維持発展させることを目的として、農業分野におけるICT技術（情報通信技術）等の先端技術を活用した、いわゆる「スマート農業」技術を経営に導入し、生産性の向上や作業の省力・効率化等に取り組む経営体を支援するための「スマート農業技術普及拡大事業（以下「本事業」という。）」の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2 本事業は、スマート農業技術を活用し、生産性の向上や作業の省力・効率化等を行う農業者等に対し、次のスマート農業機器等（以下「機器等」という。）の導入を支援するものとする。ただし、県が整備したRTK基地局の利用拡大を図るため、RTK基地局に接続可能な機器等（自動操舵システム、ドローン等）の導入を優先して支援する。

- (1) 自動操舵システムの導入
- (2) マルチローター（ドローン）の購入
- (3) 経営管理・ほ場管理システムに係る専用端末の導入
- (4) 水田センサ及び通信装置を一体にした計測システムの導入
- (5) RTK基地局の導入
- (6) その他県が認める機器等の導入

2 事業実施主体は、次のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 認定農業者
- (2) 「みやぎスマート農業推進ネットワーク」（会費無料）の会員であること、又は会員になること。
- (3) RTK基地局に接続可能な機器等を導入する場合においては、交付申請から実績報告までの間に、県が整備したRTK基地局の利用申込みを行うこと。

(事業実施計画)

第3 本事業の計画認定を希望する事業実施主体は、別記様式第1号により事業実施計画を策定し、地方振興事務所長又は地域事務所長を経由して知事に申請するものとし、その提出期限は別に定めるものとする。

- 2 知事は、前項により申請された事業実施計画の内容を審査し、適当と認めたときは、当該計画を承認し、事業実施主体に通知するものとする。
- 3 事業実施計画の内容の審査に当たっては、必要に応じてヒアリングや現地調査等を実施するものとする。
- 4 事業実施計画について、次に掲げる重要な変更が生じた場合は、前項1から3までの規定に準じて手続きを行うものとする。
 - (1) 導入する機器等の変更（別記様式第2号）

(2) 事業費の3割を超える増減 (別記様式第2号)

(3) 事業の中止及び廃止 (別記様式第3号)

(事業審査会の設置)

第4 知事は、第3に基づき提出された事業実施計画の審査に当たっては、関係課長等からなるスマート農業技術普及拡大事業審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとし、その設置方法に関しては別に定める。

(事業の審査)

第5 知事は、第3に基づき提出された事業実施計画については、速やかに内容を調査し、審査を審査会に依頼するものとし、その審査方法については別に定める。

2 前項の規定による審査は、第2に掲げる内容について審査するものとする。

(事業の着手)

第6 事業の着手（機器等の発注を含む。）は、原則として、当該事業に係る補助金の交付決定後に行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体はあらかじめ、県の適切な指示を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第4号により知事に提出するものとする。

2 前項のただし書きにより、補助金の交付決定前に当該補助金に係る事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、補助金の交付決定の通知までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

(事業の指導推進)

第7 県は事業実施主体が導入する機器等の選定に当たって、事業実施主体が複数の業者からの企画提案を聴く場を設けるなど、事業の透明性・公平性に配慮するよう努めるものとする。

2 県は、事業の円滑かつ適正な推進を図るため、関係課及び各農業改良普及センター等関係地方機関との緊密な連携の下、事業実施主体に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

3 事業実施主体は、県からの指導及び助言を受け入れ、スマート農業実践モデル経営体として、県内の農業者等に対するスマート農業の普及に協力するものとする。

(事業実施計画の変更、中止等)

第8 交付要綱第4の(1)の変更又は交付要綱第4の(2)の中止（廃止）をする事業実施主体は、事業実施計画変更又は中止（廃止）承認申請書（別記様式第2号又は別記様式第3号）を策定し、地方振興事務所長又は地域事務所長を経由して知事に申請するものとする。

- 2 知事は、前項により申請された事業実施計画変更又は中止（廃止）の内容を審査し、
適当と認めたときは、当該計画変更又は中止（廃止）を認定し、事業実施主体に通知するものとする。

（補助金の交付）

- 第9 第3の規定により認定を受けた事業実施主体（以下「認定事業実施主体」という。）は、別に定めるところにより、本補助金を申請できるものとする。
- 2 知事は、前項の申請があった場合は、本補助金の予算の範囲内において、知事が別に定めるところにより、認定事業実施主体に対し、第3で認定を受けた事業実施計画（以下「認定事業実施計画」という。）に必要となる経費の一部を交付するものとする。
 - 3 知事は、認定事業実施計画に虚偽の記載があった場合又は認定事業実施計画に従って事業が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

（事業実施状況の報告）

- 第10 事業実施主体は、事業完了後、交付要綱第6の規定による実績報告書（別記様式第5号）を、地方振興事務所長又は地域事務所長を経由して知事に提出するものとする。

（その他）

- 第11 この要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和2年5月29日から施行する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月19日から施行する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月24日から施行する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和6年5月9日から施行する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和 7 年 4 月 2 3 日から施行する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。